



環生第127号
令和元年7月19日

富士宮南原インベストメント合同会社
代表社員 田中 雅顕 様

静岡県知事 川勝 平太



静岡県環境影響評価条例第8条第3項の規定に基づく第2種事業の判定について（通知）

静岡県環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、平成31年4月15日付で、貴社から第2種事業の届出のあった「富士宮南原太陽光発電所新設事業」について、同条例同条第3項の規定に基づき判定したところ、下記の理由により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められたので、同条例同条第3項第1号の規定により、当該条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続を行う必要がある旨を通知します。

記

1 判定理由

令和元年7月4日付で、貴社から提出された「弁明書」の内容を踏まえた判定理由は、別紙のとおり

2 教示

- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、静岡県知事に対し審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求することはできません。

（行政不服審査法第18条）

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となる）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取り消しの訴えを提起することはできません（行政事件訴訟法第14条）。

担当 くらし・環境部生活環境課
電話番号 054-221-2255
FAX番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

(別紙)

判 定 理 由 に つ い て

「富士宮南原太陽光発電所新設事業」は、下表の理由により「第2種事業の判定基準」(別添のとおり)の1の(2)に該当する(イ、エに該当する対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある)ことから、静岡県環境影響評価条例第8条第3項に規定する「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」と判定する。

判定基準1の(2)

当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること

- イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

【存在する施設、地域その他の対象：学校、住居が集合している地域（判定基準1の(2)のイ）】

環境要素	判 定 理 由
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none">「騒音規制法、振動規制法等に基づき、行政各課と相談しながら、地元住民の理解と協力を得て工事を進めること、また、法律や条例等の規定に従わない場合は、行政は許可の停止命令等を行えること、地元住民と協定を締結し、問題が生じた場合は、都度協議を行う」旨、弁明として述べている。しかしながら、環境影響の回避・低減を図るために、事後対応ではなく、事前に影響を予測、評価し、事前に保全措置を講ずることが重要であり、これが環境影響評価の趣旨である。「事業実施区域の周囲に学校や住居が集合している地域」の住民等の生活環境等が、本件事業により脅かされることがあつてはならないので、「騒音・振動」に対し、適切な配慮が払われる必要がある。この点について、富士宮市長からも、工事の実施、施設の稼動に伴う「騒音・振動」による影響への懸念が示されている。これらのことから、環境影響評価の趣旨等を踏まえると、事業者から「騒音・振動」に対する配慮の方向性は示されているものの、住民の生活環境等を確実に保全するためには、「工事の施工や施設の稼動に伴う騒音、振動はどの程度か」「どのタイミングで、どのような配慮をするのか」等について環境影響評価の手続の中で明らかにし、知事、市長、一般等からの意見を踏まえ、措置が講じられるのが適当である。

環境要素	判 定 理 由
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・「20年後以降も事業を継続できると試算している」旨弁明しているが、試算であり、事業廃止の可能性がゼロということではない。 ・また、「事業撤退時における太陽光パネルの処分費用の積み立てや、太陽光パネルのリサイクルを今後の課題と認識し、取り組む」旨、弁明として述べているが、実効性が担保されたものではない。 ・中央環境審議会の「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方にについて」の答申（以下「審議会答申」という。）では、太陽光パネルの撤去・廃棄について、買取期間終了後の放置や不法投棄の懸念が示されている。 ・「事業実施区域の周囲に学校や住居が集合している地域」の住民等の生活環境等が、本件事業により脅かされることがあってはならないので、「廃棄物」に対し適切な配慮が払われる必要がある。 「太陽光パネルの廃棄」については、富士宮市長からも懸念が示されている。 ・これらのことから、環境影響評価の趣旨を踏まえると、事業者から「廃棄物」に対する配慮の方向性は示されているものの、住民の生活環境等を確実に保全するためには、「事業廃止後における太陽光発電施設の取扱い」「太陽光パネルをどう処分するか（費用負担等を含む）」等について、環境影響評価の手続の中で明らかにし、知事、市長、一般等からの意見等を踏まえ、措置が講じられるのが適当である。
光害	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽光パネルを近隣住宅地から 20m 離して配置した上で植樹すること」「太陽光パネルを南向きに配置するため、東向きに建てられている住宅からは直接パネル面を見ることができないこと」「反射光を低減する太陽光パネルを採用し、光害対策に努める」旨、弁明として述べている。 ・しかしながら、審査会委員からの「太陽光パネルの反射による周囲の気温上昇」についての懸念に対する弁明はなく、また、今以上に反射光を低減する太陽光パネルが開発されるかは、不確実である。 ・「事業実施区域の周囲に学校や住居が集合している地域」の住民等の生活環境等が、本件事業により脅かされることがあってはならないので、審議会答申においても、太陽光パネルからの反射光による影響として、「近隣の住環境への影響」等が提示されていること等を踏まえると、「光害」に対し適切な配慮が払われる必要がある。 ・のことから、環境影響評価の趣旨等を踏まえ、「どのような太陽光パネルをどう設置するか」「反射光をどう軽減するか」等について、環境影響評価の手続の中で明らかにし、知事、市長、一般等からの意見等を踏まえ措置が講じられるのが適当である。

【存在する施設、地域その他の対象：重要な動植物の生息地（判定基準1の（2）のエ）】

環境要素	判 定 理 由
植物・動物	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県自然環境保全条例による自然環境保全協定の締結のため、絶滅危惧Ⅱ種以上の重要種の調査のほか、一部準絶滅危惧種の調査を実施していることは承知している。 ・しかしながら、植物の準絶滅危惧種「エビネ、キンラン」及び動物の準絶滅危惧種「ミヤマホオジロ」については、調査されていない。 ・また、富士宮市長、審査会委員からも、重要な動植物についての調査が不十分である旨の懸念が示されている。 ・これらのことから、環境影響評価の趣旨等を踏まえると、「評価の対象とする動植物は何か」「調査方法」「どのような保全措置をとるか」等について、環境影響評価の手続の中で明らかにし、知事、市長、一般等からの意見等を踏まえ措置が講じられるのが適当である。 ・なお、「事業実施区域に近接する産業廃棄物処理会社からの黒煙による影響」を弁明として述べているが、本件で対象としているのは、本件事業の施工や施設の稼動が重要な動植物に及ぼす影響であり、当該産業廃棄物処理会社による影響ではないことから、この弁明は当を得ていない。

【存在する施設、地域その他の対象：「富士山」の眺望点（判定基準1の（2）のエ）】

環境要素	判 定 理 由
景 觀	<ul style="list-style-type: none"> ・「主な眺望点として羽駒山展望台をはじめ、身延線沿線、主な幹線道路、近隣ゴルフ場からは、本件事業実施予定地が目視確認されないこと」、また、「富士宮市、地元住民の協力を得ながら環境影響を及ぼさないように努める」旨、弁明として述べている。 ・しかしながら、目視確認されたのが5月の一時期であることから、周辺樹木の落葉状況等によっては、景観に影響が生じる可能性が残されている。 ・審議会答申において、太陽光パネルからの反射光による影響として、景観への影響等が提示されていること、また、富士宮市長から本件事業が景観に及ぼす影響への懸念を示されるなど、世界遺産「富士山」を擁する富士宮市においては、「富士山の景観」は非常に重要な環境要素であることから、「景観」に対しては適切な配慮が払われる必要がある。 ・これらのことから、環境影響評価の趣旨等を踏まえると、「眺望点からの富士山の景観等への影響の予測や配慮」等については、環境影響評価の手続の中で明らかにし、知事、市長、一般市民等からの意見等を踏まえ措置が講じられるのが適当である。

【その他弁明に対する県の見解】

- ・「富士宮市長や審査会委員からの意見について、聞いていない項目があり、事業者の見解を回答していない」旨、弁明として述べているが、第2種事業の判定については、事業特性と地域特性から環境影響評価手続の要否を判断するものである。
- ・このため、県（知事）が必ずしも十分な知見を有していないと考えられる地域の環境情報や、環境の構成要素に関する専門的知識等を補うために市長や審査会委員に意見照会するものであり、第2種事業の判定にあたり、必ず事業者にこの意見に対する回答を求めるというものではない。

静岡県環境影響評価技術指針（抜粋）

静岡県環境影響評価条例施行規則第6条の規定に基づく 第2種事業の判定基準

施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準は、次のとおりとする。

1 第2種事業に係る条例第8条第3項(同条第5項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種的一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

(2) 地域の自然的・社会的情況に関する入手可能な知見により、当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象(以下この項において「対象」という。)が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、その他の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域

イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域

ウ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域

- エ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は静岡県立自然公園条例(昭和 36 年静岡県条例第 53 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された静岡県立自然公園の区域
- オ 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号)第 10 条第 1 項の規定により指定された静岡県自然環境保全地域
- カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域
- ク 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
- ケ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)
- コ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
- サ アからコまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの
- (4) 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第 2 種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 環境基準であって、大気の汚染(光化学オキシダントに関するものを除く。)、水質の汚濁(大腸菌群数に関するものを除く。)又は騒音に係るものが確保されていない地域
- イ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 17 条第 1 項の限度を超えている地域
- ウ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 16 条第 1 項の限度を超えている地域
- エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- オ アからエまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第2種事業が1の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- (1) 当該第2種事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が施行規則別表第1の第1種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。
- (2) 当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として1の(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。